平成２８年（フ）第３６８号
岐阜県各務原市那加不動丘２丁目81番地（ショコラ　101）、前住所岐阜県各務原市那加巾下町80番地１　（ロイヤルマンション703）
破産者　中島美江子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１７号
名古屋市西区浮野町130番地　ピーナッツボーイⅡ　103号、開始決定時の住所名古屋市西区大野木５丁目76番地　大野木コーポ207号
破産者　朽名　英紀
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０９号
名古屋市港区宝神４丁目2001番地　宝神荘10棟104号
破産者　紅林　和子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３４号
名古屋市熱田区南一番町18番９号　サトウビル１－Ａ号
破産者　森竹　清邦
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４９号
名古屋市西区赤城町102番地　パークサイドピエリス103号
破産者　小原　義久
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１８号
愛知県弥富市平島町喜右味名61番地１　サンハイツＫ＆Ｉ　Ａ－205、従前の住所愛知県海部郡蟹江町学戸２丁目121番地
破産者　今村　清和
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９５号
兵庫県三田市加茂426番地１　503号
破産者　中川　順行
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１号
兵庫県加東市北野179－２　わかば荘101号、従前の住所兵庫県加東市社395番地１
破産者　山田　秀和
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９号
神戸市垂水区本多聞２丁目12番10―404号
破産者　藤井　敬世
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
熊本県阿蘇郡高森町大字色見1771番地
破産者　住吉　桂志
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
鹿児島県出水市武本2961－３　ファミール烏帽子１号棟401、住民票上の住所鹿児島市上福元町7317番地
破産者　田嶋　一茂
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
北海道紋別市大山町１丁目６番地の27
破産者　苅屋　信夫
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０６号
北海道旭川市忠和３条８丁目２番１－302号　市住1302号
破産者　梶本　英敏
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３号
釧路市若竹町12番13号
破産者　大島　博史
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２４６号
釧路市中園町24番18号　長谷川下宿方、開始決定時の住所釧路市寿１丁目７番1215号　道営住宅ことぶき団地ＤＨ10Ｃ－1215号室
破産者　金杉　将一
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４４号
北海道釧路郡釧路町東陽西２丁目12番地１　ブライトン210号室
破産者　ル・パン　ミニミィこと　佐藤　　忠
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
宮城県柴田郡大河原町字東桜町９番地20
破産者　須山　雪絵
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第６５号
秋田県能代市字長崎267番地７　コーポ長崎10号
破産者　三熊　広樹
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部